

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔森美秀君登壇〕

○森美秀君 ただいま議題となりました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案であります。これは、昭和四十九年三月三十日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、基礎歳費月額五十八万円を、本年四月から、六十万円に引き上げた額に改定し、あわせて普通退職年金について、前年の互助年金外所得が六百六十万円を超えるときは、その年金額と互助年金外所得との合計額の九百万円を超えて、その支給年額は、二百四十万円を下ることなく、その停止年額は、年金年額の二割を超えないこととするいわゆる高額所得による停止の措置を昭和五十七年七月分から行おうとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案でありますが、これは、永年在職表彰議員特別交通費について、本年四月から、五万円引き上げて二十五万円に改定します。(拍手)

○議長(福田一君) 両案を一括して採決いたしました。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(福田一君) 起立多数。よって、両案とも可決いたしました。

住宅・都市整備公団法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福田一君) この際、内閣提出「住宅・都市整備公団法案について、趣旨の説明」を求めます。建設大臣齊藤滋与史君登壇

○國務大臣(齊藤滋与史君) 住宅・都市整備公団法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、市整備公団法案について、趣旨の説明を求めます。建設大臣齊藤滋与史君登壇

○國務大臣(齊藤滋与史君) 住宅・都市整備公団法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の住宅事情は、量的には「充足し、質的にもかなり改善されておりますが、住生活の向上、改善に対する国民の要望には依然として根強いものがあり、今後とも住宅の質や住環境等に関する国民の需要動向を十分に見きわめつつ、健康で文化的な生活を営むに足りる良質な住宅地の供給を図り、居住水準の向上に努める必要があります。

また、今後都市化が一層進展することを考慮いたしますと、都市の整備に当たっては、良好な住宅地の供給と健全な新市街地の整備とを一層推進してまいるとともに、大都市地域を中心として都市機能の更新、良好な居住環境の形成等を図ることとしております。

このような現状から見て、これからのお宅、都

市政策においては、住宅宅地の供給と都市の整備との相互の関連に十分配慮しながら、これらを総合的、一体的に推進していくことが緊要な課題であります。

このため、これまで住宅宅地の供給及び健全な市街地の整備を推進してきた日本住宅公団と宅地開発公団とを一般の行政改革を契機として統合し、新たに住宅・都市整備公団を設立し、この新

たな公団に、住宅事情の改善を特に必要とする都地域において、良質な住宅宅地の大規模な供給を行わせるとともに、健全な市街地の造成、都市の再開発、根幹的な都市公園の整備等を行わせることとした次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。が、次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、日本住宅公団及び宅地開発公団を解散し、新たに、住宅・都市整備公団を設立することです。新公団は、両公団がその解散時において行っている業務を引き続き行うこととし、このため新公団は両公団の一切の権利及び義務を承継することとしております。

第二に、新公団の業務につきましては、現在両公団が実施している住宅宅地の供給及び健全な市街地の整備の業務を引き続き新公団の業務として推進することといたしますとともに、新たに、都市機能の更新等を主目的とする都市の再開発及び都市環境の改善の効果の大きい根幹的な都市公園の整備を行うこととするほか、これらの業務に関しましては、既成市街地の再開発及び根幹的な都市公園の整備を強力に推進する必要があります。

第三に、宅地開発公団の場合と同じく新公団につきましても、関連公共施設の整備を当該公共施設の管理者にかわって新公団が行うことができるところとともに、関連公共施設の整備に伴う地方公共団体等に対して技術の提供等を行うこととしております。

第四に、資本金、管理委員会、財務及び会計等について所要の規定を設けております。また、役員につきましては、日本住宅公団と宅地開発公団との役員の合計は二十四名であります。

このため、これまで住宅宅地の供給及び健全な市街地の整備を推進してきた日本住宅公団と宅地開発公団とを一般の行政改革を契機として統合し、新たに住宅・都市整備公団を設立し、この新公団では十九名以内とすることとしております。その他、両公団の統合等に伴う所要の経過措置を講ずることとするほか、土地区域整理法、都市再開発法等の関連法律について所要の改正を行います。

住宅・都市整備公団法案(内閣提出)の趣旨説明

○小野信一君(日本社会党) ただいまの趣旨の説明に対し質疑があります。これを許します。小野信一君

○議長(福田一君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。これを許します。小野信一君

○小野信一君(日本社会党) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。これを許します。小野信一君

こととしております。

以上が住宅・都市整備公団法案の趣旨でござります。(拍手)

いま、国民の住宅への要望も大きく変わりました。住宅での寝室と食堂の分離、子供の勉強部屋、お年寄りの部屋等、質のよい住宅が要請されております。しかし、政府が昭和五十六年度から発足させようとしておる第四期住宅建設五カ年計画は、勤労国民の要請にこたえるものではあります。公共賃貸住宅は、前計画よりも一十七万戸の減少であり、その上に宅地の供給促進の政策が欠落しておるため、宅地価格の上昇とともに、住宅供給はますます困難になっております。建設大臣の宅地及び住宅に対する責任ある政策をお伺いいたします。

次は、住宅基本法の制定についてです。

すでに今国会冒頭、わが党の飛鳥田委員長が、

党の強い意思をもって基本法の制定を要求いたしました。また、住宅地審議会の答申で二度、国

会でも十数回も取り上げられております。しかし、今国会でもいまだに提出されず、新聞では、

すでに断念とも報道されております。世界人権宣

言はるとより、日本国憲法に照らしても、住宅の公的保障という理念の確立は、全国民すべての望むところです。

この際、建設大臣に明確な答弁を求めます。

基本法は今国会に提出するのかどうか。

第二に、基本法を国民の合意に基づき制定すべしという審議会答申について、合意の形成のため

に、現在まで具体的にどのような努力を重ねてきたのか。

さらに第三は、基本法を今国会に提出できない場合には、わが党の住宅保障法案を中心的に論議を進めることができます。これが議会制民主主義のルールであり、これが国民の期待にこたえる道であると考え、政府にこの姿勢を求めるものですが、いかがでしょうか。

これまでの経過を見ますと、政府としても明確な答弁をすべきときと考えます。

これに関連して、行政管理府長官にお伺いいた

します。

建設省の審議会答申軽視は目に余るものがあります。審議会を通して国民の声を広く行政に取り入れることもまた行政改革の一つであるはずです。行管としては、建設省に対して審議会尊重の勧告を出すくらいは当然と考えますが、いかがでしょうか。

次は、法案の内容についてです。

私は、この法律案を検討して、何か大切なものを落としているように思われてなりませんでした。公営住宅法と公団住宅法を再読して気がついたことは、この法律案はたれのためにつくられるのが明らかにされておらないことです。

公営住宅法は「住宅に困っている低所得者のために」、公団住宅法は「住宅に困窮する労働者のために」、住宅を提供すると明らかにしております。

日本住宅公団の住宅は、住宅・都市整備公団の住宅にとっても、住宅に困窮する労働者のための住宅でなければなりません。

このことは、良質で低廉な公共住宅を、大都市に居住する労働者に提供することを意味しま

す。この目的を明らかにすることによって、高い、狭い、遠いの公団住宅に対する不評を払拭する新公団のエネルギーとなるはずです。

たれのためにという最も大切な対象が欠落しているこの法律で、高い、狭い、遠いと言われる公

団住宅の問題点が果たして打開できるものであります。もしできるとするならば、新公団で

は具体的にどんな方策を持つておるのか、建設大臣の所見をお伺いします。(拍手)

大臣の所見をお伺いいたします。(拍手)

次に、行政管理府長官にお尋ねいたします。

住宅公団は、現在総裁を含めて十四名の役員がおります。昭和五十年には宅地開発公団が設立さ

れました。私ども社会党は、この宅地開発公団の設立には、住宅供給を宅地と建物との二つの公団に切り離してしまふことは不合理であり、むろん

住宅公団を総合公団として拡充すべきものであ

ります。(拍手)もしかして、本法の十九名

の役員定数は從来の発想がそのまま引き継がれた

ものであります。私は、役員、理事は住宅公団法で定め

た十四名で十分であると考えます。

た

ま

る

と

に

不

安

定

で

す

。

一方、公団と公団住宅の居住者との関係は余り

も

入

居

者

と

の

関

係

が

悪

く

は

仮

つ

く

つ

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

報（号外）

て、いろいろな施策を総合的に講じてまいりること
が大切ではないかと存じます。

本日の閣議におきましても、関係閣僚が集まり
まして、第四次住宅建設五ヵ年計画を実効あるも
のとするよう相談していこうということにいたし
たのであります。また、住宅対策は、基本的には、諸
物価の安定を図り、また住宅金融を円滑化するな
どして、国民の住宅取得能力を向上させる、また
一方では宅地供給の促進に全力を尽くす、こうした
いった幅広い観点から住宅対策に取り組んでまい
りたいと存じます。

私の行政改革の基本理念から見て、今回の住
宅・都市整備公団の設立をどう見るかとのお尋ね
であります。御承知のとおり、住宅・都市整備公
団は、大平前首相の時代から、日本住宅公団と
宅地開発公団とを統合するという行政改革の一
つとして取り上げられてきたものであります。か
ら、速やかに本案の成立を期待をいたしております。
す。統合後の新公団におきましては、一層効率的
な事業運用を図るとともに、組織、人員等につき
ましても簡素化に努めてまいりたいと存じます。

残余の点につきましては、所管大臣から答弁を
いたさせます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○国務大臣(渡辺美智雄君)　お答えいたします。

公団の國地建設に伴う関連公共公益施設、そわ
に対する助成問題でございますが、全額国庫で補
助しろといふのですけれども、これは御無理なこ
とでございまして、現在も、地方公共団体、開発
業者の負担を軽減するために助成を行っております
。最初は三百億ぐらいだったものがだんだん大き
くなって、去年、五十五年度が九百億、五十六年が一
千億、それだけやっておるわけでござります。そ
れ、これ以上と申しましても、このような財政的
の折でござりますから、御理解をいただきたい
存じます。

その次は、公団が民間の資金を借りておるが、
全部財投で肩がわりをしなさい。

これは公団と申しましてもいろいろございまして、その中に、住宅ばかりでなく店舗をつくりたり、魚屋さんもできたり、呉服屋もできたり、いろいろなもの、要するに店舗営業部分、この部分については、これはやはり民間の資金を借りてやるのが適当じゃないか。それによつてもちゃんと採算が合うわけでございますから、そういうことで、この部分は財投では賄つております。それから、次は公団の家賃の計算に使われる金利。

これをいまは四・五または五年にやつておるわけですが、これは調達コストは実は八分なんですね。それを利子補給してやつておるわけで、さらにそれを引き下げると言われましても、これも実際は、現在ですら一般会計からの利子補給のために、平均すると一戸当たりの家賃の値下げ額は五万四千円となつておるわけでございますので、これをさらにその資金コストを下げるということは、せつかくの御提案でございますが御容赦を願いたいと存じます。

次に、公団への土地譲渡について大幅減税やれ、要するに土地減税をやれということをございますが、これは優良宅地をつくるというために、現在三千万円ないし一千五百万円の特別控除を設めております。一般の譲渡所得がいわゆる四分の三総合課税だというのに対し、特別控除額を超える譲渡所得については、これは二分の一といふ総合課税でいい。これもえらい優遇措置を講じておりますから、現在一般の所得税を減税せよといつても、なかなかできないといつてお断りしているようなときでございますので、土地を売つた人にだけ、それ以上の大幅減税は適当と考えます。私には理解できない。現実に地方税では、いま事

○國務大臣齊藤滋与史君登壇

〔國務大臣齊藤滋与史君登壇〕お答えいたします。

政府の住宅政策が余り芳しくないような御質問でございましたけれども、私たちといたしましては、大いに実効の上がった政策をやつてしまつておきたいと確信を持っておるものでございます。

さきの五ヵ年計画におきましても八百六十万戸が民間を含めて七百八十万戸、九〇%でございましがれども、公的資金につきましては、当初目標の三百五十万戸が三三百六十八万戸、一〇五%の達成率でございまして、決して政策的な間違いはなかったというようになります。

今後の問題につきましては、総理からもお話をございましたように、やはり国民がひとしく良環境のもとで快適な生活を営む良質の住宅政策を積極的にやれという御指示をいただいておりまして、それに基づいて、基本法につきましても、なお今国会にお願いをいたしたいと考えております。

その他、私に対する質問、約十問ほどございましたが、順次お答えをいたします。

住宅基本法の問題でございますが、今国会の提出は、相なるべく間に合うように出すように、せつかくいま検討中でございます。自由民主党と与党でもプロジェクトチームをつくって、この問題を取り組んで検討していただいております。なお、各党にもそれぞれ御意見がございまして、これからとの問題として、それぞれの党の方々の御意見をも拝聴しながら参考とし、国民的合意が得られる成程づくりに努めて、何とか今国会に提出したいという所存でございますので、せつかく御協力をお願いを申し上げる次第でございます。

次に、住宅・都市整備公団設立の目的については、この新しい公団は、住宅事情の改善を特に必要とする大都市地域等におきまして、良好な居住性能及び居住環境を有する住宅及び宅地の大規模な供給、健全な市街地の整備、都市の再開発等を総合的に推進すること等を目的としております。

同時に、新公団は、現在の両公団に比べて、役員の削減、重複する組織の整理統合等を図つておられ、行政改革の目的にも沿うものと考へております。

次に、新公団における住宅供給の対象者についてであります。新公団においても、居住水準の向上、職住近接等に対する国民の住宅に対する要望にこたえるため、從来の諸制度の活用を図るとともに、総合的な居住環境づくりという観点から、良質な住宅の供給と都市整備などを総合的に推進していくこといたしました。

次に、団地建設に伴う関連公共公益施設の整備についてでありますが、新公団事業に関連する公共施設等の整備のため、通常の公共事業に加えて、住宅地開発公共施設整備促進事業制度立てかえ施行制度及び直接施行制度の諸制度の活用により、その整備の促進を図つてまいる所存でございます。

次に、新公団の資金構成についてお詫がございました。

事業の種類により、一部民間資金を導入しておますが、公団事業の円滑な実施に支障のないよう、所要の資金量及び資金構成の確保に努めているところであります。今後とも事業推進上、このような努力を続けてまいる所存でございます。

次に、公団賃貸住宅につきましては、一般会計からの利子補給により家賃の低廉化を図つてきましたところでありまして、今後とも現行制度の活

用に努めてまいることとしておりますが、御提案について、現下の財政事情等にかんがみ、困難であると考えられます。

敷地の租税の問題、譲渡税の問題は、大蔵大臣から御答弁ございました。

次に、行管庁長官にも質問があつたようではございませんけれども、新公団の役員数が十四名で十分ではないかということをございますけれども、今度は新たに、都市開発、公園整備、鉄軌道の経営等の新たな業務を担当させる等、事業の拡大がございまして、当面、出発十九名が適正な役員数であると考えているところであります。

次に、公団住宅の管理についてであります。公団住宅の管理が適正に行われ、入居者との関係を円満に維持することは望ましいことであり、新公団発足後においても、入居者の御理解を得ながら公団住宅管理の適正化を図っていくよう、公団を適切に指導してまいる所存でございます。

最後に、住宅・都市整備公団法施行規則については、今回提案しております住宅・都市整備公団法案の成立後、制定していくこととなります。新公団は、日本住宅公団及び宅地開発公団が現在行っている住宅用地の供給業務を引き継ぎ行つていくこととしておりますので、現在の両公団法の施行規則の基本的な仕組みを引き継いでいく考えであります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 建設省におきまする審議会の答申につきましては、できるだけ尊重されるべきものと心得ております。

住宅基本法制定に関する審議会の答申につきましては、いま御答弁がありましたが、建設省におきまして関係各省の意見を調整している最中でございまして、この推移を見守つてしまひたいと思います。

それから、この新しい組織の役員の数が多過ぎはしないかという御指摘がござります。

これは、行革を行います現在、われわれ最も

用に努めてまいることとしておりますが、御提案について、現下の財政事情等にかんがみ、困難であると考えられます。

敷地の租税の問題、譲渡税の問題は、大蔵大臣から御答弁ございました。

次に、行管庁長官にも質問があつたようではございませんけれども、新公団の役員数が十四名で十分ではないかということをございますけれども、今度は新たに、都市開発、公園整備、鉄軌道の経営等の新たな業務を担当させる等、事業の拡大がございまして、当面、出発十九名が適正な役員数であると考えているところであります。

次に、公団住宅の管理についてであります。

公団住宅の管理が適正に行われ、入居者との関係を円満に維持することは望ましいことであり、新公団発足後においても、入居者の御理解を得ながら公団住宅管理の適正化を図っていくよう、公団を適切に指導してまいる所存でございます。

最後に、住宅・都市整備公団法施行規則につい

ては、今回提案しております住宅・都市整備公団法案の成立後、制定していくこととなります。

新公団は、日本住宅公団及び宅地開発公団が現在行っている住宅用地の供給業務を引き継ぎ行つていくこととしておりますので、現在の両公団法の施行規則の基本的な仕組みを引き継いでいく考えであります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇〕

出席政府委員

午後一時四十六分散会

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたし

ます。

○議長(福田一君) これにて質疑は終了いたしま

した。

農林水産委員
辞任 寺前 嶽君 植木 百郎君 山口 敏夫君 石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

林 百郎君

山口 敏夫君

石原健太郎君

補欠

寺前 嶽君

別表第一の二第八七・〇四号から第八七・〇六号までを次のように改める。

別表第一の二第八五・〇八号及び第八五・〇九号を次のように改める。

五・四%	五・六%	五・六%
五・一%	五・六%	五・六%
五・六%	五・三%	五・三%
五・四%	五・一%	五・一%
五・三%	四・九%	四・九%

卷之三

原動機付きのシャシ(第八七・〇二号)又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)のうち

第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの

車体（運転室を含むものとし、第八七・〇二号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該

当する自動車に用いるものに限る)のうち無限軌道式トラクター(蒸気機関式のものと余り同じである)

部分品及び附属品(第八七・〇一号、第八七・二号文は第八七・〇三号文に該当する自動車

に用いるものに限る。)

第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの

無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）用のもの

二 その他のもの

第八七・〇 一號に該當するトラクターの部分品

無限軌道式トラクターの部分品 車輪式トラクターの部分品

別表第一の二第九〇・一七号及び第九〇・二八号を基の「」に改まる。
九〇・一七 速度計及び回転速度計（磁気式のものを含む）

五・九%	一〇・四%	五・六%	五・七%	七・四%
五・九%	一〇・四%	五・三%	五・七%	七・四%
五・九%	九・六%	五・三%	五・六%	七・一%
五・九%	五・六%	八・九%	五・五%	六・九%
五・九%	五・五%	八・九%	五・三%	六・六%
五・九%	五・三%	八・一%	五・三%	六・六%

自動車用のもの以外のもの

三　その他のもののうち

自動車用のもの以外のもの

電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー、除霜機及び除霧機（自動車用又は自動車用のものに限る。）

二　その他のもの

別表第一の二第八七・〇四号から第八七・〇六号までを次の

のよみに改める。	五・六%	五・六%	五・六%	五・九%
	五・六%	五・六%	五・六%	五・六%
	五・三%	五・三%	五・三%	五・六%
	五・一%	五・一%	五・一%	五・四%
	四・九%	四・九%	四・九%	五・%

八五〇八
内燃機関の始動用又は点火用の電氣機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。）並びに内燃機関に附屬する發電機及び開閉器

一 發電機、電動機及びこれらの部分品

二 發電機及び電動機のうち

九〇・二八 電気式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。）

一 この類の注⁽⁴⁾に定めるもの

二 この類の注^(b)に定めるもののうち
速度計及び回転速度計並びに自動調
整機器（自動車用のものに限る。）

五・七%	五・六%
五・七%	五・六%
五・七%	五・三%
五・六%	五・一%
五・五%	四・九%
五・六%	

別表第一の第八七・〇四号から第八七・〇六号までを次のよう改める！

三 この類の注 ⁵ (c)に定めるもの	外のもの
四 この類の注 ⁵ (d)に定めるもの	五・七% 五・七%
別表第二第三〇四・〇七号中「一 なまこ、くらげ及びうにのうち」	七・三% 七・三%
二 なまこ、くらげ及びうにのうち	五・七% 五・七%
別表第二第三〇五・一三号中「一・五%」	六・六% 六・六%
二 あわびの巣	五・六% 五・五%
別表第二第三〇五・一三号中「一・五%」を「無税」に改める。	五・七% 五・七%
別表第二第三〇八・〇五号中「ヘーゼルナット」を「ヘーゼルナット及びピスタチオナット」に改める。	五・七% 五・七%
別表第二第一四・〇五号中「たぶのきのもの」を「たぶのき又はへちまのもの」に改める。	五・六% 五・五%
別表第二第一五・〇七号中「八 パーム油及びパーム核油のうち」	六・六% 六・六%
八 パーム油及びパーム核油のうち	五・五% 五・三%
別表第二第一五・〇七号中「八 パーム油及びパーム核油のうち」	五・五% 五・三%
八 パーム油及びパーム核油のうち	五・五% 五・三%
一四 その他のもの	七・五% 七・五%
(一) 酸価が〇・六を超えるもののうち	七・五% 七・五%
米油	七・五% 七・五%

八 パーム油及びパーム核油のうち	五・五% 五・三%

官報(号外)

に改める。

一キログラムにつき一〇円

別表第三第三〇・〇四号、第五〇・〇五号、第五五・〇五号、第五五・〇九号、第五八・〇四号、

第五九・〇五号及び第六一・〇一号を削る。

別表第四第五〇・〇二号の次に次の二号を加える。

五〇・〇四

絹糸(絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用の糸を除く。)

五〇・〇五

絹紡糸及び絹紡紬糸(小売用の糸を除く。)

一 絹紡糸

別表第四第五三・一二号の次に次の二号を加える。

五五・〇五

(一) 純糸(小売用の糸を除く。)

二 その他のもの

五五・〇九

(二) その他の綿織物

別表第四第五六・〇七号の次に次の二号を加える。

五八・〇四	バイル織物及びシェニール織物(第五五・〇八号に該当するテリータオル地その他テリーリー織りの綿織物及び第五八・〇五号に該当する織物類を除く。)
一 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。	附則
二 添加糸が綿のもの	(施行期日)
三 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法	1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。
四 第七条の四第一項第四号又は第八条第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。	2 同制度の適用期限の延長に伴い、鉱工業
五 別表第三第三〇・〇四号、第五〇・〇五号、第五五・〇五号、第五五・〇九号、第五八・〇四号、第五九・〇五号及び第六一・〇一号を削る。	3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、特恵関税制度、関税率等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。
(一) 特恵関税制度の改正
1 開発途上国への経済発展に資するため、特恵関税制度の適用期限を昭和六十六年三月三十一日まで、十年延長することとする。
2 同制度の適用期限の延長に伴い、鉱工業
3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由	開発途上国への経済発展に資するため、昭和五十年三月三十一日に適用期限の到来する特恵関税制度について、更にその適用期限を十年延長する
開発途上国への経済発展に資するため、昭和五十年三月三十一日に適用期限の到来する特恵関税制度について、更にその適用期限を十年延長する	特恵関税制度、関税率等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。
制度について、更にその適用期限を十年延長する	1 開発途上国への経済発展に資するため、特恵
とともに、鉱工業産品に係る適用限度額等の算定の基礎となる基準年次の変更、適用対象品目に係る所要の調整等を行うほか、最近における内外の経済情勢の変化に対応するため自動車部品、製造たばこ等の暫定関税率に係る所要の調整を行う	2 恵関税制度の適用期限を昭和六十六年三月三十一日まで、十年延長することとする。
とともに、同日に適用期限の到来する関税の減免還付制度及びどうもろこし等の暫定関税率に係る適用期限の延長を図る等所要の改正を行いう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(二) 関税率の改正	車部品について、二十一品目の関税率を無税とするとともに、一品目の関税率を引き下げるほか、製造たばこについて関税率を引き下げる
1 昭和五十六年三月三十一日に適用期限の到来する暫定税率及び各種の減免税還付制度について、その適用期限を延長する等所要の改正を行うこととする。	1 開発途上国への経済発展に資するため、特恵
2 その他所要の規定の整備を行うこととする。	2 この法律は、昭和五十六年四月一日から施
議案の要旨及び目的	行する。
本案は、特恵関税制度の適用期限の到来及び	行する。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書	1 昭和五十六年三月三十一日に適用期限の到来する暫定税率及び各種の減免税還付制度について、その適用期限を延長する等所要の改正を行うこととする。
議案の要旨及び目的	2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
本案は、特恵関税制度の適用期限の到来及び	行する。
四 施行期日	行する。
この法律は、昭和五十六年四月一日から施	行する。

行することとする。

なお、本改正による昭和五十六年度における
関税収入増減収見込額は、一般会計分において三百三十億円の減収、特別会計分において三十億円の増収となつてゐる。

二 議案の可決理由

最近における内外の経済情勢等にかんがみ、
開発途上国の経済発展に資する等の見地から特
惠関税制度の適用期限の延長、同制度の改善等
の措置を講じ、その他自動車部品、製造たばこ
の関税率等を改めようとする。本案は、妥当な措
置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決
した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決
議を付することに決した。
昭和五十六年三月二十七日

衆議院議長 福田 一殿
大蔵委員長 綿貫 民輔

[別紙]

関税暫定措置法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

政府は、左記事項について配慮すべきである。
一 開発途上国の現状にかんがみ、国内産業の事
情にも配意しつゝ、特惠関税のあり方について
十分考慮すること。

一 果実、たばこ等の関税については、我が国の
農業、産業基盤の整備等にも十分留意するこ
と。
一 米国、EC等との自動車問題等貿易摩擦の問
題については、自由貿易の原則にのつとり、現
状を開拓し、円滑な関係を維持するようさらに
努めること。
一 武器輸出問題等に関する決議に基づき、税関
においてはさらに遺漏なきよう必要な措置を講
ずること。
一 密輸入及び不正輸入の監視をさらに強めるよ

う努めること。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員互助年金法の一部を改正する法律
案を提出する。
昭和五十六年三月二十七日

提出者

議院運営委員長 山下 元利

国会議員互助年金法の一部を改正する法律
案を提出する。
昭和五十六年三月二十七日

前の方の互助年金につき第一項の規定による停
止をなすべき場合には、その停止額は、
前項の規定にかかわらず、同項の期間後の期間
分の互助年金支給額から控除することができ
る。
第十六条中「(昭和二十二年法律第八十号)」を削
る。

附則第十八項を附則第二十項とし、附則第十七
項を附則第十九項とし、附則第十六項の次に次の
二項を加える。
(昭和四十九年三月三十一日以前に退職した國
會議員等に給する互助年金の年額の特例)
17 昭和四十九年三月三十一日以前に退職し、若
しくは死亡した國會議員又はこれらの者の遺族
に給する互助年金については、昭和五十六年四
月分以後、その年額を、七百二十万円を退職又
は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の國會
議員互助年金法の規定によつて算出して得た年
額に改定する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法
律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。
昭和五十六年三月二十七日

提出者

議院運営委員長 山下 元利

昭和五十六年三月二十七日 衆議院会議録第十四号

明治二十五年三月二十一日
第三種便物記可日

(定価一〇円)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 三四一(大代) 千一〇五